

警報発令時の臨時休業について

徳島全县または、「徳島・鳴門」あるいは「自分の住んでいる地域」に対し、午前7時に大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、大津波警報、津波警報のいずれかが発令されている時は、臨時休業といたします。

○上記の警報が発令された時は、児童は登校せず家庭学習をしてください。

- ・臨時休業するのは、上記の6種類の警報に限ります。波浪警報や高潮警報では休みません。
- ・午前7時までに警報が解除された時は、特に連絡をしない限り授業をいたします。ただし、地域によって通学路に危険がある時は、学校に連絡して安全が確保されるまで登校しないでください。

○児童登校後に警報（大雨・洪水・暴風・大雪・大津波・津波）が発令された時は、

平常通り授業を行い、給食実施を原則としますが、警報発令時刻や曜日により、次のようにいたします。

● 午前中に発令され、午後1時ごろまでに解除しない場合

- ・全学年そのまま授業を続け、定時に給食(12:30～13:00)をいたします。
- ・下学年(1, 2, 3年)は、午後1時すぎに迎えに来てください。(それまでに解除された時は、いつも通りです。)

● 午後に発令された場合

- ・下学年(1, 2, 3年)は、すぐに迎えにお越しください。
(兄弟がいる場合は一緒に連れて帰っても結構です。)
- ・上学年(4, 5, 6年)は、平常通り授業をしますが、地域や通学路により危険がある時、及び下校時刻においても風雨が治まりそうもないとご家庭で判断された時は、早いうちに随時迎えをお願いします。

● 土曜日に発令された場合

- ・平常の土曜日の時間帯にお迎えに来てください。ただし、地域の状況により、早く迎えに来られても結構です。

● [註]

- ・1, 2年生は、学校近くの方でも必ず保護者の方が迎えにお越しくださいますようお願いいたします。